

仕様書

1 件名

選手村総合診療所における歯科用医療機器・備品等の賃貸借契約

2 目的

本件は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）期間中に選手村（東京都中央区晴海5丁目）内の選手村総合診療所に設置する歯科用医療機器・備品等について、賃貸借契約により調達するものである。

3 借入期間

2020年6月1日から同年9月10日まで

ただし、準備期間等を含めた履行期間は、契約締結日の翌日から2020年9月30日までとする。

※ 現時点での予定であり、変更が生じる場合は組織委員会と賃貸人で協議する。

4 借入場所

組織委員会が指定する場所

5 賃貸人の資格

以下の(1)から(3)の資格を全て満たす者であること。

- (1) 6の借入物件を確実に賃貸できる者であること。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び、安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。
- (3) 2009年4月1日から本件の公示日までの間に、医療機関における医療機器の販売又は賃貸借契約を1件以上受託し、その全てを誠実に履行した実績を有していること。

6 借入物件

- (1) 賃貸人は、「別紙1」に掲げる医療機器等について、参考製品又は同等品を組織委員会に賃貸すること。
- (2) 同等品とは、材質、仕様、大きさ等が参考製品と機能的・品質的に同等以上であり、かつ、参考製品と同等の安全性、耐久性が保証されるメーカーの既製品を基本とし、価格は、概ね参考製品と同等以上であるものとする。
- (3) 参考製品の同等品で応札し、落札候補者となった場合は、同等品の規格、性能、定価等が確認できるカタログの写しを提出し、組織委員会担当者の確認を受けること。

なお、組織委員会が、同等品として認定しない場合は、別紙の参考製品を納入すること。

- (4) 契約締結後に、借入品目及び数量に変更が生じた場合にも柔軟に対応すること。
なお、その場合、賃貸人と賃借人とで契約変更の協議を行うものとする。

7 搬入・設置等

搬入及び設置等にあたっては、組織委員会及びその他関係者と十分協議・確認を行うこと。また、搬入及び設置等に伴う経費については賃貸人の負担とする。

なお、歯科全体の主な医療機器・備品等の設置場所等については別紙2を、歯科全体の配管図及び機械室の配管・配線図等は別紙3を、技工室の主な医療機器・備品等の設置場所等及び配管は別紙4をそれぞれ参照すること。

(1) 搬入時期

2020年4月～5月（予定）

(2) 搬入場所

組織委員会が指定する場所

(3) 動作確認及び引渡し

賃貸人は、借入開始日までに、6の借入物件について使用可能な状態とし、医療機器等の精密機器については、組織委員会立ち合いのもと、正常稼働の確認を行ったうえで、組織委員会に引渡すこと。

なお、借入物件の運用に必要なソフトウェアは、いずれも借入開始時の最新バージョンとすること。

(4) その他

ア 借入物件の設置から借入期間開始までの養生管理及びその間の動産総合保険について、賃貸人が負担すること。

イ 借入期間開始までに、6の借入物件のうち、医療機器に係る各取扱説明書（DVDでも可）を日本語版で、各3部提出すること。

なお、医療機器の製造販売業者において英語版の用意がある場合は、日本語版と合わせて提出すること。

ウ 借入物件の設置、稼働にあたり組織委員会が申請や届出書類を行う必要がある場合は、組織委員会に対して資料提供等、協力を行うこと。

エ 賃貸人は、6の借入物件のうち、医療機器について、7(3)動作確認及び引渡し後、製造販売業者と連携して複数回、各借入物件の操作担当者への教育訓練を行うこと。実施時期及び回数については、組織委員会と十分調整のうえ、決定すること。

オ 賃貸人は各借入物件の取扱について、借入開始時及び組織委員会が求めたときに、組織委員会に対して十分な説明ができるよう、製造販売業者と連携・調整を行い対応すること。

カ 医療機器・備品等について、転倒、落下の恐れがある場合は、耐震器具等を用い

て固定するなど、対策を講じること。その際、床スラブ等に直接固定するなど、建物躯体部分に影響を及ぼす場合は、事前に組織委員会及びその他関係者と調整を行うこと。

キ 賃貸人は、機器の納入までに組織委員会が提供する選手村総合診療所の平面図を基に、調達物品の配置計画図を提出し、組織委員会の承認を受けること。

ク 借入物件の搬入及び設置に際し、故意、過失にかかわらず、建物躯体部分を含む選手村総合診療所の建築構造物及び設備に損害を与えた場合は、組織委員会に速やかに報告し、原状回復の方法について、組織委員会及びその他関係者と協議を行うこと。この際、原状回復に係る経費については賃貸人の負担とする。

8 保守管理等

6の各借入物件のメンテナンスや修理などの保守管理等は、製造販売業者に行わせるものとし、故障等発生時には、速やかに製造販売業者の担当者が選手村総合診療所内で修理等を行う保守管理体制を整備すること。早急な復旧が見込めない場合は、組織委員会との協議のうえ、原則、3日以内に代替品を提供すること。

9 撤去、搬出等

撤去及び搬出等にあたっては、組織委員会及びその他関係者と十分協議・確認を行うこと。

なお、撤去、搬出に伴う経費については、賃貸人の負担とする。

(1) 搬出時期

2020年9月下旬～10月（予定）

(2) 搬出条件等

ア 借入物件の撤去及び搬出に際し、故意、過失にかかわらず、建物躯体部分を含む選手村総合診療所の建築構造物及び設備に損害を与えた場合は、組織委員会に速やかに報告し、原状回復の方法について、組織委員会及びその他関係者と協議を行うこと。この際、原状回復に係る経費については賃貸人の負担とする。

イ 借入期間満了時においては、機器に保存されたデータが外部へ情報漏えいすることのないようデータ消去等の措置を講ずること。

10 後利用について

賃貸人は本件に関し、持続可能性を前提としたリユース先の確保に努めること。また、リユース先については、組織委員会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」に基づき、組織委員会から問合せがあった際には速やかに報告すること。

11 法令遵守について

賃貸人は、6の各借入物件の設置に関し、本仕様書及び別途提供する選手村総合診療所

の設計図面等に照らし合わせて、建築基準法、消防法、建築基準法、消防法、道路法等の関連法規に抵触しないよう、あらかじめ製造販売業者とともに十分確認・調整を行うこと。

12 支払方法

本件賃借料の支払いは、6の借入物件の賃貸が適正に履行されたことを確認したうえで、賃貸人からの請求に基づき支払う。

なお、本仕様書において特段に定めのある場合を除き、本履行に必要な経費は本契約の契約金額に含める。

13 通則

- (1) 本仕様書は、「選手村総合診療所における歯科用医療機器・備品等の賃貸借契約」（以下、「本件賃貸借契約」という。）に適用する。
- (2) 賃貸人は本件賃貸借契約の履行にあたっては、万全な取組体制のもと履行すること。なお、賃貸人は、契約締結後速やかに取組体制及び設置等に向けた詳細なスケジュールを作成し、組織委員会の承認を得ること。
- (3) 賃貸人は、契約締結後速やかに6の各借入物件の規格、寸法、構成等の仕様書を組織委員会に提出すること。
- (4) 賃貸人は、契約締結後速やかに組織委員会と打合せを行うこと。また、組織委員会の求めに応じ、適宜報告、連絡及び打合せを行うこと。
- (5) 賃貸人は組織委員会の担当者から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (6) 本仕様について、不明な点、あらかじめ記されていない事項又は諸般の事情により変更が生じた事項については、その都度、組織委員会との協議により決定するものとする。
- (7) 組織委員会が貸与する資料に記された情報（個人情報を含む。）及び業務に関して知りえた情報（個人情報を含む。）は組織委員会の保有情報であり、組織委員会の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (8) 本件賃貸借契約の履行に支障をきたすおそれがある事故の発生を賃貸人が知った場合、賃貸人は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨を直ちに組織委員会に報告し、組織委員会と今後の対応方針についての協議を行うものとする。
- (9) 使用言語は、原則日本語とする。
- (10) 賃貸人は、複数の担当者が本仕様書の内容をよく理解し、組織委員会の問合せ等に日本語で迅速に対応すること。
- (11) 賃貸人は、機器の納入時に納品書を提出し、賃借人の検査を受けること。
- (12) 組織委員会の全ての検査に合格したことをもって、本件賃貸借契約は完了することとする。
- (13) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、組織委員会と賃貸人で協議のう

え、定めるものとする。

- (14) 賃貸人は、契約期間中、賃貸人の負担により6の借入物件に対して、火災、落雷、破裂・爆発、破損、水濡れ、電氣的・機械的事故等による損害をてん補範囲を含む動産総合保険を付し、その写しを組織委員会に提出すること。
- (15) 本件賃貸借契約の履行において、賃貸人が第三者に損害を与えた場合、全て賃貸人の責任において、その損害を賠償しなければならない。この場合、賃貸人は組織委員会に対して一切の補償を請求することができないものとする。
- (16) 賃貸人は、本件賃貸借契約の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により組織委員会の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (17) 賃貸人は、組織委員会の信用を傷つけ、又は職務全体の不名誉となるような行為(守秘義務違反、選手への配慮の欠如等)がないよう保守管理等の作業従事者の指導教育及び管理について責任をもって行わなければならない。また、賃貸人は、保守管理等の作業従事者に対して、大会関係者に不快感を与えるような態度や服装、言葉遣いを行わせないように、十分に注意しなければならない。

14 貸与資料

- (1) 業務遂行にあたり必要となった場合は、選手村総合診療所の設計図面その他必要な資料について、賃貸人に提供する。その際、一般公表を行っていない内容を含む資料については、事前に取扱者の名簿を組織委員会に提出するなど、情報管理を徹底し、情報漏洩を防ぐこと。
- (2) 賃貸人は、善良な管理者の注意をもって、組織委員会から貸与を受けた資料を取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、賃貸人の責任と費用負担において代品を納め又は原状に復し返還し、若しくはこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3) 賃貸人は、履行完了時まで、組織委員会へ資料を返却しなければならない。

15 アクレディテーションカードの発行申請

賃貸人は、本件賃貸借契約に従事する者の中にアクレディテーションカードの発行を受ける必要がある者が存在する場合は、それらの者からアクレディテーションの発行に必要な情報を収集し、定められた期限までに組織委員会に対してその申請を行うものとする。

※ アクレディテーションカードとは、大会関係者等の身分を証明するとともに、職務を果たすために必要なエリアへのアクセス権を付与するものである。その発行には、対象者(個人)の氏名、住所といった情報のほか、本人確認が可能な顔写真付きの公的書類(パスポート、運転免許証、マイナンバーカードなど)に記載の番号(個人番号(いわゆるマイナンバー))を除く)、有効期限等を要することとなる。

なお、発行申請は、賃貸人が対象者全員分をとりまとめて行うものとするがアクレディテーションカードの受取りは、組織委員会の指定する期間・場所にて、発行対象者本人が自ら（上記の本人確認書類を持参・提示して）行う必要があるため、留意されたい。その他アクレディテーションカードの発行、使用等については、組織委員会の指示を遵守しなければならない。

16 持続可能性の確保

- (1) 組織委員会及び賃貸人は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行等への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進し、東京2020大会を持続可能な大会とするとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていくものとする。
- (2) 賃貸人は、本契約の履行にあたり、組織委員会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下、「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
- (3) 賃貸人は、組織委員会の求めがある場合、自社における調達コードに関する遵守状況について報告しなければならない。なお、更なる確認が必要な場合には、組織委員会は賃貸人に対して、組織委員会が指定する第三者による監査を行うことができるものとする。ただし、賃貸人から監査に応じられない正当な理由が示される場合には、この限りではない。
- (4) 賃貸人は、自社における調達コードの不遵守があるとして組織委員会から改善を求められた場合、その事項について改善に取り組み、その結果を組織委員会に報告しなければならない。

17 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

18 アンブッシュマーケティングの禁止及びスポンサー供給権の保護

- (1) 賃貸人は、組織委員会より別途認められた場合を除き、賃貸人自身又は賃貸人の商品若しくはサービス（以下、総称して「賃貸人商品等」という。）と、東京2020大会、オリンピックムーブメント又はパラリンピックムーブメントとを関連付けてはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。

- (2) 賃貸人は組織委員会より別途認められた場合を除き、賃貸人商品等が、組織委員会、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会（以下、総称して「組織委員会等」という。）のいずれかによる公式のものである旨、組織委員会等のいずれかにより選ばれたものである旨、組織委員会等のいずれかにより承認されたものである旨、組織委員会等のいずれかによる保証を受けたものである旨、組織委員会等のいずれかにより推奨されている旨、組織委員会等のいずれかによる同意を得たものである旨、その他これらに類する事実を表明してはならず、かつ、そのように受けとられるおそれがある行為をしてはならない。
- (3) 賃貸人は、組織委員会等との関係又は本契約の内容及び本契約の締結の事実について、賃貸人自身又は賃貸人商品等の広告・宣伝の目的を持って公表してはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。
- (4) 賃貸人は、本件賃貸借を遂行するにあたり、東京2020大会のマーケティングパートナーの製品カテゴリーに含まれる製品又はサービスを必要とする場合には、法令で認められる限り、当該製品又はサービスの供給を受けなければならない。ただし、賃貸人は、マーケティングパートナーの製品又はサービスが本件賃貸借の仕様に照らし適切でないと考えられる場合には、事前に組織委員会の書面による承諾を得たうえで、マーケティングパートナー以外の第三者の製品又はサービスの供給を受けることができる。
- (5) 上記（4）の規定により、マーケティングパートナー以外の第三者（以下「非スポンサー」という。）の製品又はサービスの供給を受ける場合には、賃貸人は、法的に可能な限り、マスキングその他の方法により、非スポンサーの製品又はサービスのブランドが分からない形で供給を受けなければならない。かつ、非スポンサーとの契約において、上記（1）から上記（3）に定める行為を禁止しなければならない。

※ アンブッシュマーケティングとは、故意であるか否かを問わず、東京2020大会のマーケティングパートナー以外の組織又は個人が、無断でオリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産権（オリンピック・パラリンピックのシンボル、大会エンブレム、マスコット、ピクトグラム、大会名称、各オリンピック大会の静止画、動画、音声、楽曲、メダル、聖火リレープログラム等）を使用し、又はオリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産との関連性を生み出すための手段を用いることをいう。

19 選手村内に設備・備品等を設置する場合（クリーンベニュー）

- (1) 賃貸人は、本件賃貸借契約の遂行に用いる設備・備品等（以下「備品等」という。）のうち、組織委員会の指定するセキュアペリメーター（以下「本セキュアペリメーター」という。）内において使用又は設置するものに付されたロゴ、シンボル、

エンブレム、製造者名その他の標章（以下「ロゴ等」という。）の表示は組織委員会の定める「クリーンベニュー原則に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）に従わなければならないことを理解し、確認する。

(2) 賃貸人は、本ガイドラインを遵守するため、本セキュアペリメーター内に使用又は設置する備品等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該備品等の製造元及び調達先が判別できないよう、当該備品等に付されたロゴ等にマスキング等を施したうえで納入しなければならない。なお、本条項の定めと本ガイドラインとの内容に矛盾抵触があった場合には、賃貸人は、その限りで本ガイドラインの内容を優先して適用し、遵守しなければならない。

① 当該備品等が非スポンサーから供給を受けたものである場合（前項で定めるスポンサーの供給権の対象となるものであるか否かは問わない。）

② 当該備品等がスポンサーから供給を受けたものである場合であって、当該備品等に付されたロゴ等が、著しく大きく表示されるなどして当該スポンサーが通常取引に供する製品に付されている標準的な外観のものと異なる場合。

(3) パートナーから供給を受ける備品等には、当該パートナー以外のいかなる第三者又は第三者の製品若しくはサービスに係るロゴ等も付してはならない。

※ クリーンベニューとは、すべての大会会場において、International Olympic Committee（IOC）が例外として認めたものを除き、いかなる商業、政治及び宗教広告ないしメッセージが掲示されていない状態をいう。

20 秘密の保持

(1) 賃貸人は、本契約の内容及び本契約の履行過程で知りえた賃借人、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会の秘密情報を、賃借人の事前の書面による承諾なくして、公表し、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約の遂行以外の目的で使用してはならない。本契約終了後においても同様とする。

21 反社会的勢力の排除

(1) 賃借人は、賃貸人（賃貸人が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者。賃貸人が個人である場合は、その者。賃貸人が法人である場合は、その代表者、責任者、実質的に経営を支配する者、役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下、本条において同じ。）が次の各号の一に該当する事由があるときは、何ら通知又は催告を要しないで、直ちに賃貸人と締結している本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、この場合、賃貸人は賃借人に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員（ただし、警察が離脱支援した

者を除く。)、共生者、総会屋、又は社会運動等標榜ゴロ等(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。

- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 下請契約、委託契約又は資材・原材料の購入契約その他の契約(以下、これらを総称して「下請契約等」という。)にあたり、その相手方が第1号乃至前号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ 第1号乃至第5号のいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。
 - ⑧ 第1号乃至第5号のいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていたことが判明したにもかかわらず、賃借人に報告しなかったとき。
 - ⑨ 自ら又は第三者を利用して、賃借人に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて賃借人の信用を棄損し、若しくは賃借人の業務を妨害する行為等を行ったとき。
- (2) 貸貸人は、貸貸人又は賃借人の下請若しくは再委託先業者若しくは、資材・原材料の納入業者(契約が数次にわたるときは、そのすべてを含む。以下、これらを総称して「下請業者等」という。)が前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。
- (3) 貸貸人は、その下請業者等が第1項各号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに当該下請業者等との間の契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。
- (4) 貸貸人は、貸貸人又は賃借人の下請業者等が、反社会的勢力による不当要求又は工事その他契約の履行妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は下請業者等をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに捜査機関へ通報し、賃借人にこれを報告する。
- (5) 貸貸人が、第2項乃至前項までの規定に違反した場合には、賃借人は何らの通知・催告を要しないで、直ちに貸貸人と締結している契約の全部又は一部を解除できるものとし、この場合、貸貸人は賃借人に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。
- (6) 第1項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、契約保証金は、賃借人に帰属し、貸貸人に返還しないものとする。

(7) 貸貸人は、第1項又は前項の規定により本契約が解除された場合、違約金として、契約保証金の納付がないときは借入期間のうち残りの期間の賃借料の合計金額の10分の1に相当する額を、又は契約保証金の金額が借入期間のうち残りの期間の賃借料の合計金額の10分の1に満たないときは当該不足額を、賃借人の指定する期間内に支払うものとする。

22 担当者

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
大会運営局医療サービス部選手村診療所課

〒104-6229 東京都中央区晴海一丁目8番12号

晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX34階